

令和6年9月津山市議会定例会

# 議 案 書



議案 番号	件名	ページ 数
議案 第22号	津山市創生推進基金条例の一部を改正する条例	5
議案 第23号	津山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	7
議案 第24号	津山市営墓地条例の一部を改正する条例	9
議案 第25号	津山市国民健康保険条例の一部を改正する条例	11
議案 第26号	津山市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例	13
議案 第27号	津山市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例	15
議案 第28号	津山市デマンド交通に関する条例	17
議案 第29号	津山市下水道条例の一部を改正する条例	21
議案 第30号	岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	23
議案 第31号	財産の処分について	25
議案 第32号	市道路線の認定について	27
議案 第33号	市道路線の変更について	29
議案 第34号	市道路線の廃止について	31



津山市創生推進基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 9 月 2 日提出

津山市長 谷 口 圭 三

## 津山市創生推進基金条例の一部を改正する条例

津山市創生推進基金条例（令和３年津山市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第１条及び第２条第２項中「第１３条の２」を「第１３条の３」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

津山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年9月2日提出

津山市長 谷 口 圭 三

津山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

津山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号等の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年津山市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第4号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第5号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

第4条第1項中「第2条第9項」を「第2条第10項」に改める。

別表第1及び別表第2中「進学準備給付金」を「進学・就職準備給付金」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の改正規定は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に規定する政令で定める日から施行する。

津山市営墓地条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年9月2日提出

津山市長 谷 口 圭 三

## 津山市営墓地条例の一部を改正する条例

津山市営墓地条例（昭和43年津山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「12,000円」を「25,000円」に改め、同項第2号中「5,000円 ただし、昭和53年度区画造成分1平方メートル当たり 10,000円」を「29,000円」に改め、同項第3号中「20,000円以内」を「42,000円」に改め、同項第4号中「9,000円」を「23,000円」に改め、同項第5号中「9,000円」を「28,000円」に改め、同項第6号中「4,000円」を「17,000円」に改める。

### 付 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の第8条に規定する使用料は、この条例の施行の日以後に使用の許可を受けたものについて適用し、同日前に使用の許可を受けたものについては、なお従前の例による。

津山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年9月2日提出

津山市長 谷 口 圭 三

## 津山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

津山市国民健康保険条例（昭和44年津山市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第26条第1項中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

### 付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

津山市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年9月2日提出

津山市長 谷口圭三

## 津山市子ども医療費給付条例の一部を改正する条例

津山市子ども医療費給付条例（昭和48年津山市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第8条を次のように改める。

（受給資格者証の提示等）

第8条 受給資格者が療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする病院、診療所、薬局又は指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）から、医療保険各法に規定する電子資格確認その他厚生労働省令等で定める方法により被保険者等であることの確認を受けるとともに、受給資格者証の提示等により受給資格者であることの確認を受けなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

津山市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年9月2日提出

津山市長 谷口圭三

## 津山市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例

津山市ひとり親家庭等医療費給付条例（昭和52年津山市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「及び第9条ただし書」を削る。

第6条中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。

- 4 市長は、前項の申請があつた場合において、受給資格者につき、この条例により医療費の給付を受ける資格があると認めるときは、受給資格証の更新を行うものとする。
- 5 前2項の規定にかかわらず、市長は、受給資格者につき、この条例により医療費の給付を受ける資格があると認めるときは、職権により受給資格証を更新することができる。

第9条を次のように改める。

（受給資格証の提示等）

第9条 受給資格者が療養を受けようとするときは、当該療養を受けようとする病院、診療所、薬局又は指定訪問看護事業者（以下「医療機関等」という。）から、医療保険各法に規定する電子資格確認その他厚生労働省令等で定める方法により被保険者等であることの確認を受けるとともに、受給資格証の提示等により受給資格者であることの確認を受けなければならない。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

津山市デマンド交通に関する条例を次のように制定する。

令和6年9月2日提出

津山市長 谷口圭三

## 津山市デマンド交通に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、津山市デマンド交通（以下「デマンド交通」という。）を運行することにより、地域住民の交通手段の確保及び観光客等の利便性の向上を図り、もって公共の福祉の増進及び地域産業の活性化に資することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において「デマンド交通」とは、利用者の希望に応じて、それぞれの目的地まで運行するものをいう。

### (運行対象地域)

第3条 デマンド交通の運行対象地域は、規則で定める。

### (運行日等)

第4条 デマンド交通の運行日及び運行時間については、規則で定める。

2 市長は、天災その他やむを得ない事由により、デマンド交通の運行上支障があると認める場合は、運行時間を変更し、又は運行を中止することができる。

### (利用方法)

第5条 利用者は、規則で定める方法により、あらかじめ予約するものとする。

2 予約した事項の変更又は取消しをする場合も同様とする。

### (使用料)

第6条 利用者は、次に掲げる使用料を納めなければならない。

(1) 普通使用料 1人1乗車につき300円以内で規則で定める額

(2) 定期使用料 別表第1に定める金額以内で規則で定める額

### (使用料の減免)

第7条 市長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

### (使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

### (利用者の遵守事項)

第9条 利用者は、デマンド交通の安全確保及び車内の秩序保持のために行う

乗務員の指示に従わなければならない。

(乗車の制限)

第10条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の乗車を拒み、又はその者を降車させることができる。

- (1) 前条の指示に従わないとき
- (2) 旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年運輸省令第44号）第13条各号に規定する者に該当するとき
- (3) その他市長が不相当と認めるとき

2 前項の場合において、利用者に損害を生じることがあっても、市長は、その責任を負わない。

(損害賠償)

第11条 利用者は、その利用に際して自己の責めに帰すべき事由により、デマンド交通に供する車両等に損害を与えたときは、市長の指示に基づいてこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委託)

第12条 市長は、デマンド交通に関する業務の全部又は一部を、市長が相当と認める者に委託することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。  
(津山市営阿波バス条例の廃止)
- 2 津山市営阿波バス条例（平成17年津山市条例第70号）は、廃止する。  
(津山市営阿波バス条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 この条例の施行の日前に津山市営阿波バス条例第5条の規定により発行された定期乗車券及び回数乗車券（以下この項において「定期乗車券等」という。）について、利用者から当該定期乗車券等に係る使用料の還付の請求があったときは、同条例第7条ただし書の規定により、当該定期乗車券等の額の全部又は一部を還付することができる。  
(津山市営勝北バス条例の廃止)
- 4 津山市営勝北バス条例（平成24年津山市条例第47号）は、廃止する。

別表第1（第6条関係）

区分	種別	金額
定期使用料	1月券	10,080円
	2月券	19,150円
	3月券	27,210円

津山市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年9月2日提出

津山市長 谷口圭三

## 津山市下水道条例の一部を改正する条例

津山市下水道条例（昭和62年津山市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第9条の4の見出し中「設置」を「選任」に改め、同条第1項中「専属の責任技術者を置かなければ」を「責任技術者を選任しなければ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、岡山県内における他の営業所について兼任することを妨げない。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

岡山県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第291条の3第1項の規定により、岡山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を別紙のとおり変更することについて、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

令和6年9月2日提出

津山市長 谷口圭三

## 岡山県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

岡山県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月24日岡山県指令市第15号）の一部を次のように変更する。

別表第2（第4条関係）第2号及び第3号中の「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

### 附 則

この規約は、令和6年12月2日から施行する。

財産の処分について

次のとおり財産を売却したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年津山市条例第6号)第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- |   |        |   |
|---|--------|---|
| 1 | 財産の種類  | 土地  |
| 2 | 財産の所在地 | 津山市戸島地内   |
| 3 | 財産の面積  | 12,049平方メートル  |
| 4 | 売却予定価格 | 171,846,915円  |
| 5 | 契約の相手方 | 京都府京都市南区上鳥羽川端町298番地<br>アオホンケミカルジャパン株式会社<br>代表取締役 小松 亮太郎 |

令和6年9月2日提出

津山市長 谷口圭三



## 市道路線の認定について

市道路線を次のとおり認定することについて、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

整理 番号	路線番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	C 3 3 7	西苜田 3 3 7 号線	山北 3 7 1 - 4 地先 山北 1 3 - 1 3 地先	
2	T 2 6 6	河辺 2 6 6 号線	河辺 6 8 7 - 1 3 地先 河辺 6 8 7 - 1 7 地先	
3	T 2 6 7	河辺 2 6 7 号線	河辺 6 8 7 - 1 4 地先 河辺 6 8 7 - 1 6 地先	
4	T 2 6 8	河辺 2 6 8 号線	河辺 6 8 8 - 1 地先 河辺 6 8 8 - 1 地先	
5	W 3 1 6 6	勝加茂 1 6 6 号線	中村 1 8 4 - 9 地先 中村 1 8 4 - 1 5 地先	

令和 6 年 9 月 2 日提出

津山市長 谷 口 圭 三



市道路線の変更について

市道路線を次のとおり変更することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

整理番号	路線番号	路線名	区分	起 終 点 点	変更理由
1	A 2 5 3	東津山城東 2 5 3 号線	変更前	林田 1 1 1 - 2 地先 林田 1 0 5 - 2 地先	市道認定路線変更に伴う起終点の変更
			変更後	林田 6 0 - 1 地先 林田 1 0 5 - 2 地先	
2	C 0 6 1	西苔田 6 1 号線	変更前	総社 7 2 - 5 地先 山北 3 7 1 - 1 地先	
			変更後	総社 7 2 - 5 地先 山北 3 6 6 - 6 地先	
3	C 1 8 0	西苔田 1 8 0 号線	変更前	山北 1 3 - 1 地先 山北 3 6 4 - 3 地先	
			変更後	山北 1 3 - 4 地先 山北 3 6 4 - 3 地先	
4	C 2 7 6	西苔田 2 7 6 号線	変更前	山北 3 6 8 - 5 地先 山北 3 6 8 - 7 地先	
			変更後	山北 3 6 8 - 5 地先 山北 3 6 8 - 5 地先	
5	C 3 3 3	西苔田 3 3 3 号線	変更前	山北 3 6 7 - 1 地先 山北 3 6 5 - 7 地先	
			変更後	山北 3 6 7 - 1 地先	

				山北 1 3 - 1 4 地先
6	C 3 3 4	西 苜 田 3 3 4 号 線	変 更 前	山北 3 6 8 - 5 地先 山北 3 6 8 - 5 地先
			変 更 後	山北 3 6 8 - 5 地先 山北 3 6 8 - 9 地先

令和 6 年 9 月 2 日 提 出

津 山 市 長    谷   口   圭   三

## 市道路線の廃止について

市道路線を次のとおり廃止することについて、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

## 記

整理 番号	路線番号	路 線 名	起 点 終 点	重要な 経過地
1	C 1 7 7	西苔田 1 7 7 号線	山北 3 8 3 - 1 0 地先 山北 3 8 3 - 7 地先	

令和 6 年 9 月 2 日提出

津山市長 谷 口 圭 三